

第425回神奈川県最低賃金審議会

議事録

- 1 日時 令和5年7月4日(月)午前10時00分から午前10時54分まで
- 2 場所 万国橋会議センター 405号室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、吉野直子

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘
- 4 議事
 - (1) 会長代理の選任について
 - (2) 神奈川県最低賃金の改正について(諮問)
 - (3) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
 - (4) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
 - (5) その他

【事務局:監察監督官】

定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しております。傍聴人の方が6名の予定ですので後で1名入ることになっています。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、スマートフォンをマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の会議次第とは別になっていますが黄色いファイルに資料が入っています。インデックスが付けられておりますので、それに従っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、本日の出席状況についてです。

現時点で、15名の委員のうち15名全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それではただ今から、第425回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、52期委員が新たに選任されました最初の審議会ですので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。まず委員の皆様を御紹介させていただきます。この資料のインデックスの1番に名簿が入っております。着座のまま御会釈いただければと思います。資料の委員名簿の順序にしたがいまして、ご紹介をさせていただきます。

(名簿に基づき各委員を紹介する)

次に、私ども、事務局の職員が、この4月1日付けの異動により一部替わりましたので、昨年から引き続き留任した者も含め紹介をさせていただきます。着座のまま会釈をお願いいたします。労働局長の木塚でございます。労働基準部長の加納でございます。賃金室長の平本でございます。私、監察監督官の吉田でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局:監察監督官】

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の木塚より一言御挨拶申し上げます。

【局長】

審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

各委員におかれましては、大変お忙しい中、第425回審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大な御理解、御協力をいただいていることに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくために、本審議会を開催させていただいたところでございます。現在、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引上げの目安に関する審議が行われておりますので、今後「目安」の答申が出されると思われま

す。委員の皆様におかれましては、この「目安」を参考にいただきながら、神奈川の実情を踏まえた御審議を賜ることができればと思っております。私ども事務局といたしましては、円滑で充実した御審議をいただけますよう、精一杯努めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局：監察監督官】

次に議題1の会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。選出につきましては、最低賃金法第24条第2項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

【遠藤委員】

赤羽委員に会長を、石崎委員に会長代理をお願いしたいと思います。

【事務局：監察監督官】

ただいま、「会長には赤羽委員、会長代理には石崎委員」との御発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局：監察監督官】

それでは、皆様の御賛同が得られましたので、会長には赤羽委員、会長代理には石崎委員ということで、よろしく願いいたします。

それでは会長及び会長代理から一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。では会長から、お願いします。

【赤羽会長】

皆さんおはようございます。ただいま、会長に選任いただきました、赤羽でございます。よろしくお願いいいたします。こちらの委員に就任させていただいたのは2020年からでして、ちょうどコロナが世界を襲って、それこそ前代未聞の状況の中で、私にとって初めての経験がそういった状況だったのですが、それから3年程経って、経済状況も激変しているのですけれども、しっかりとここで、神奈川県議の議論を尽くして、そして、円滑な審議に努めてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いいいたします。

【事務局：監察監督官】

次に会長代理、お願いします。

【石崎会長代理】

おはようございます。ただ今、会長代理を拝命いたしました石崎でございます。既に会長や局長からもお話がございましたけれども、この審議会の議論状況について、社会的関心も高まる中で、是非充実した御議論の程をよろしくお願いいいたします。

【事務局：監察監督官】

どうもありがとうございました。

では、この後の進行につきましては、会長にお願いいいたします。

【赤羽会長】

よろしくお願いいいたします。まず、本日の議事録の確認ですが

私と

労働者側は 林 委員

使用者側は 関口委員

をお願いします。

【赤羽会長】

それでは、議事の最初に、神奈川県最低賃金の改正についての諮問がございます。

では、事務局からお願いいいたします。

【事務局：監察監督官】

それでは、木塚局長から諮問文を赤羽会長にお渡しします。

【局長】

では、諮問させていただきます。

(局長から赤羽会長へ手交)

【赤羽会長】

ただいま、局長から諮問文をいただきました。それでは事務局の方で、諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文 読み上げ)

【赤羽会長】

では、賃金をめぐる情勢等について資料説明を兼ねて事務局からお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは、資料説明の前に、ただいまの諮問について説明させていただきます。資料番号5をご覧ください。先月16日に、閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」の関係部分の抜粋をお付けしております。特に最低賃金に関して直接的に言及されている箇所は下線を引いてございます。3ページ目の(7)のところが直接的に言及されているところになります。これらの部分にございますように、最低賃金について、「本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて「公労使三者構成」の最低賃金審議会ですっかりと議論をいただく」と、されているところでございます。神奈川県最低賃金につきましても、春季における賃上げ状況や、神奈川県の景気動向、雇用情勢等を踏まえるとともに、この「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意した御審議をしていただきたく、本日、改正について諮問させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、本日お配りしております資料について、御説明いたします。

私から資料18までご説明し、最後の資料19については、林委員から御提供いただいたものですので、後ほど林委員に御説明をお願いしたいと思います。

では、資料1をお開きください。先ほど御紹介いたしました第52期委員の名簿でございます。

資料2が、各諸規程、(1)から(3)のご覧の3つをつけてございます。

資料3が、本年の4月6日にありました中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会の報告です。この報告を受けての御審議を後ほどお願いしたいと思います。

す。

資料4は、令和4年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

資料5は、先程ご説明しました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023 改訂版」などの政府方針から関係部分を抜粋したものを載せております。

資料6の(1)から(3)までが、今年の春闘結果についてでございます。 (1)は、4月7日に発表された浜銀総合研究所の春の賃上げ予測調査結果となっております。 (2)は、6月5日に発表された連合の調査結果で、賃金上昇率は3.66%とされております。 (3)は、5月19日に経済団体連合会の発表した調査結果となっており、こちらでは賃金上昇率は3.91%となっております。

資料7から12までは、全国および神奈川の経済情勢を示す最新の資料となっております。資料7は、6月22日に内閣府の発表した「月例経済報告」でございます。ご覧いただきますと、「景気は、緩やかに回復している」としており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としつつも、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

資料8は日本銀行横浜支店発表の神奈川県金融経済概況で、1ページにあるように、神奈川県の景気は、供給制約の影響を残しつつ、緩やかに回復している。」とし、9ページに、リスク要因として「海外経済の減速」や「コスト高」、「供給制約の再深刻化」などが挙げられております。

資料9が同じく日本銀行横浜支店発表の企業短観調査結果です。

資料10が神奈川産業振興センター発表の神奈川県内の中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料11が横浜財務事務所発表の神奈川県の経済情勢報告、資料12が関東経済産業局発表の管内の経済動向となっております。後ほど、お目通しいただければと思います。

資料13は、厚生労働本省が6月30日に発表しました本年5月分の「一般職業紹介状況」になります。ご覧のとおり、5月の全国の有効求人倍率は1.31で前月から0.01ポイント上昇となっております。

そして5枚めくっていただいて第6表－1となっているものが令和4年5月から今年5月までの月毎の都道府県別有効求人倍率の表となります。左側が就業地別で右側が受理地別の有効求人倍率となります。

資料14は、神奈川県労働局が6月29日に発表しました本年5月分の労働市場速報になります。プレスリリースに記載されてありますように5月の有効求人倍率は、受理地別、就業地別両方の区分で上昇となっており、雇用情勢判断は、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている」としております。

資料15は、令和4年の賃金構造基本統計調査の結果でございます。これは、今年の6月の賃金額に関するものということになります。

資料16は、「神奈川県の賃金・労働事情」となります。これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出し表やグラフにしたものでございます。4ページをご覧くださいと「令和4年の神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較」がございます。一般賃金水準は企業規模が5人から9人の事業所の給与額ということになります。左端には時間額1,071円という神奈川県の最低賃金額、その下の月額は、コメ印1にあるように、その最低賃金の時間額に1か月平均の労働時間を乗じたものを月額として記載しております。これとコメ印2の算出方法で、令和4年賃金構造基本統計調査のから算出した時間額を男女別に記し、最低賃金額と比較したものを、パーセント表記し最下段に記しております。同じように3ページに令和3年賃金構造基本統計調査結果から比較しているものをおつけしております。一つ注意点としまして、この令和3年のほうの短時間労働者の男性の欄で異常に高い数値となっておりますが、内訳をみますと、企業規模5から9人の医療、福祉業で報告された賃金額が非常に高くなっておりますので、時期的なものを考えれば、規模の小さい診療所などでのワクチン接種等が関係しているものでは、と推測しております。いずれにしてもイレギュラーな数字でありますのでご注意ください。

5ページは賃金構造基本統計調査結果に基づき作成した過去3年間の雇用形態、年齢階級別の賃金で、上の表が男性、下の表が女性、また、各表の左側が正社員、右側が非正社員となっております。各表の右端をご覧くださいと、全体的にマイナスのついている欄が非常に少なく、賃金額が低下している年齢層は一部の高年齢層だけとなっている状況がわかるかと思えます。

6ページと7ページの表は、目安ランク A ランク地域における賃金額を、一般労働者、短時間労働者、新規学卒者、産業別について比較したものです。8、9ページは、全国と神奈川県との給与額の推移ですが、9ページは消費者物価を算入した実質賃金指数ということになります。

10 ページはパートタイム労働者の比率で、ご覧のとおり神奈川は常用労働におけるパートタイム労働者の比率が高いものとなっており、5年連続で増加中となっております。11 ページが全国の企業規模 100 人以上の事業所における「令和4年の賃上げの実態調査結果」となっておりまして、令和4年中における賃金の改定の実施状況（9月～12月の間で今後の予定を含むものです。）それを見ますと「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は 85.7%（前年 80.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業割合は 0.9%（前年 1.0%）、「賃金の改定を実施しない」企業割合は 6.2%（前年 10.1%）となっております。

資料に記載はありませんが、参考までに業種別を申しますと、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合では、「学術研究、専門・技術サービス」業、これは研究機関や、弁護士事務所とか税理士事務所とか、いわゆるしぎょう、さむらいぎょうの事業所などですが、これらが 95.7%でトップ、次いで建設業が 95.4%、医療、福祉業が 95.2%となっております。

逆に「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業が多かった業種は、これも引き上げと同じく「学術研究、専門・技術サービス業」がトップで 2.7%、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」これはクリーニング業とか理容、美容室などですが、2.0%、「宿泊業・飲食サービス業」が 1.6%となっております。

また、「賃金の改定を実施しない」のトップ3は、「生活関連サービス業、娯楽業」が 16.8%、次いで、「鉱業、採石業、砂利採取業」で 13.4%、「教育、学習支援業」で 10.9%となっております。

12 ページは、企業倒産件数となっております、本年5月までの県内の企業倒産件数は、昨年5月までの 20～30 件での推移から 40～50 件と倍増に近い推移状況となっております。

13 ページが神奈川県における「有効求人倍率とパート時給」の月別推移となっております。有効求人倍率が令和4年2月から上昇に転じていますが、令和4年8月からは横ばい

の状態です。一方賃金額、緑の棒グラフ、については上昇基調にあるといえます。

なお、令和5年4月につきましては、毎月勤労統計の数字が出ておりませんので緑の棒グラフがない状態となっております。

次に14ページの就業地別有効求人倍率の表をご覧ください。先ほどご紹介した一般職業紹介状況の都道府県別の表からAランクの都道府県の求人倍率を抜き出した表となっております。御覧のように就業地別では神奈川県も1.0倍を超えております。

以降、15ページの左側が主要都府県の完全失業率の推移、右側が主要都府県の受理地別の有効求人倍率の年別の推移となっております。16ページ以降が神奈川県や各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、標準生計費をグラフや表に取りまとめております。

資料17は、本年4月の求人票の所定内時給の上限と下限のそれぞれ平均値、及び求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。

1ページをご覧くださいますと神奈川県労働局における求人・求職賃金の分布表となります。青色が求人の上限額、赤色が下限額、緑色が希望時給額の平均値となっております。

上段が令和5年4月、下段が令和4年4月の金額となっております、左端の職業計で見ますと、求人の上限額、下限額そして求職賃金すべてにおいて上昇している状況となっております。参考までに先日神奈川県労働局の5月分のデータが出ましたが、上限額が1,374円、下限額が1,226円と、さらに上昇しているところでございます。

続いて2ページ以降に東京、山梨を載せてございます。静岡はデータの集計方法が変わってしまったので東京と山梨、それと山梨の中でも神奈川県に近い東部地域を載せてございます。

4ページ目は、事務、販売、サービス、生産工程、運搬・清掃ごとの隣接県との比較となっております、ご覧のように求人下限はすべて東京が高くなってございますが、求人上限では神奈川県が東京を上回る職種もございます。5ページ以降が、川崎のハローワークなどと東京の大森や渋谷、府中のハローワークでの状況を比較したものとなっております。

最後になりますが、資料18は、6月30日に総務省から発表された消費者物価地域差指数で、地域別の物価を明らかにすることを目的としているものです。めくっていただいて2ページ目に都道府県毎の物価水準のグラフにございますように、物価水準に関して

は東京と神奈川が抜けている状態となっております。1枚めくっていただいて4ページには都市ごとのグラフがございますが、こちらでも東京23区と横浜、川崎が抜けている状態となっております。

5ページ以降は項目ごとの最も高い地域と低い地域、10ページ以降は都道府県ごとの詳細データとなっております。

事務局からは以上でございます。資料19については、林委員にお願いいたします。

【林委員】

資料19について御説明をしたいと思います。本年3月16日に、神奈川県経営者協会さんと連合神奈川とで「パートナーシップ構築宣言」への参画拡大と実効性確保に向けた労使共同宣言というのを結びましたので、そのプレスリリース、それとその裏面の方に、実際の共同宣言の文章を添付させていただいております。

詳細はお読取りいただければと思いますが、趣旨は労使が連携をしましてより多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」に参画いただけるよう働きかけをしていくということがあります。

併せて、宣言の文書の後半に書いてあるのですが、現場で働く人にもその重要性が理解され、働き方を含めた取引条件の改善、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分が取引価格に適切に反映されるよう取組んでいく、こういった内容をそれぞれの労使が広めていくという宣言をしていますので御紹介に代えたいと思います。

以上でございます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問がありましたらお願いします。

【各委員】

(質疑なし)

【赤羽会長】

よろしいでしょうか。それでは、その他、諮問に関し事務局から説明がありますか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取についてでございます。

最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、

同法施行規則第 12 条では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められております。

これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板と神奈川労働局のホームページに7月 25 日まで、関係労使からの意見を聞く公示をいたします。最近の状況では、意見書は労使双方からの提出があり、昨年は、労使併せて3件の意見書提出、うち1件は第2回目の審議会でご意見を聴いています。

実際にご意見を伺う方について、準備の都合もありますので、どのように取り扱うか事前に御審議をお願いしたいと思います。

【赤羽会長】

意見書の提出に加え、審議会の場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でよろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【赤羽会長】

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局はよろしくお願いします。

【赤羽会長】

それでは次に地方最低賃金専門部会の設置についてお諮りします。まず事務局から説明願います。

【事務局：賃金室長】

最低賃金法第 25 条第2項では、最低賃金の決定またはその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨定められております。

そして、同条第3項で、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃金審議会令第6条第1項で「専門部会の委員の数は9人以内とする。」とされております。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されております。以上です。

【赤羽会長】

そこで皆さんにお諮りする訳でございますが、今年度も従来どおりの形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

【各委員】

(異議なし)

【赤羽会長】

それでは、従来どおり公労使3名ずつとしたいと思います。次に専門部会委員の選任手続き等について、事務局から説明してください。

【事務局:賃金室長】

最低賃金審議会令第6条第4項では、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月 18 日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員については次回、第 426 回審議会において御報告させていただきます。

【赤羽会長】

それでは次に、専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

これは当然のことと考えますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するということがよろしいですか。

【各委員】

(異議なし)

【赤羽会長】

ではそのようにいたします。

それでは、次の議題であります特別小委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

【事務局:賃金室長】

特別小委員会についてですが、本年2月に特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされておりますので、おって正式な申出があるかと思えます。

その場合、従前は改正・決定の必要性を審議するため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて、特別小委員会が設置されております。また同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては特別小委員会の設置について、御審議いただけたらと考えております。

【赤羽会長】

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がなされる見込とのことですから、その必要性の有無等について審議するため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【赤羽会長】

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

石崎委員、芳野委員、高井委員にお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

(3名了承)

【赤羽会長】

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれご推薦いただければと思えます。まず、労働者側、林委員いかがでしょうか。

【林委員】

はい、労働者側は佐藤委員、佐俣委員と私、林でお願いします。

【赤羽会長】

次に使用者側、関口委員いかがでしょうか。

【関口委員】

はい、使用者側は、大竹委員、山本委員と私、関口で務めさせていただきます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。では、

公益側委員は、石崎委員、高井委員、芳野委員

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、林委員

使用者側委員は、大竹委員、山本委員、関口委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

【赤羽会長】

では、次に、審議会の公開・非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局：室長】

本日の審議会につきましては、神奈川県最低賃金審議会運営規定第6条に基づきまして公開・傍聴の手続きを取らせていただいております。

一部の団体からすべての審議会を公開するよう要請されておりますが、審議会の公開・非公開につきましては、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れのある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害される恐れのある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。

これにより、従来、本審については原則公開ですが、異議申し立て後の本審だけは非公開とされ、専門部会、特別小委員会については、すべて非公開とされておりました。

しかしながらこの4月に示されました資料番号3におつけしております中央最低賃金審議会の全員協議会報告にもございますように、議論の透明性を高めるという社会的な要請を考慮し、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点から公・労・使の3者の委員が集まって議論を行う部分については公開することが適当」とされたところでございます。

そこで、この報告を踏まえました公開・非公開の取り扱いにつきまして、先ほど申しました、本審、専門部会、特別小委員会の公開につきまして本日の審議会で御審議いただけたらと考えております。

神奈川の現在の本審と専門部会及び特別小委員会における協議の形ということで捕捉しますと、まず、異議申し立ての本審につきましては、初めから終わりまで公労使三者での議論となっております。

専門部会につきましては、公益委員と労働者委員、公益委員と使用者委員という二

者間の協議を繰り返して行う形となりますので、公労使の委員三者が集まって議論を行う部分としましては、1回目の専門部会における事務局からの資料説明の場面と、4回目の採決の場面となっております。

特別小委員会につきましては、1回目の委員会は最初から最後まで公労使三者が集まっておりますが、2回目以降は公労使の三者が集まる場面は、各業界の一般の労働者と使用者の方々から参考意見を聞く場面となっております。以上です

【赤羽会長】

今、説明がありました一つ目の審議会の本審のうち従来は公開していない異義申立期間後の公開について、それから二つ目は専門部会の公開について、三つ目は特別小委員会の公開について、労使委員それぞれからご意見を伺いたいと思います。

では、まず労働者委員からいかがでしょうか。

【林委員】

はい、基本的には中賃で望ましいと示されている公労使そろっているところについては公開すべきだと思っています。

【赤羽会長】

次に使用者委員はいかがでしょうか

【関口委員】

私どもも同様で、基本、公開原則という原則には則り、可能な範囲で公開とする。ただし、さきほど事務局から説明があったとおり、個人情報等の差し障りがある状態では、十分な審議の議論に支障がでると懸念されますので、今の事務局の御説明のとおり進めさせていただければと思っています。

【赤羽会長】

ありがとうございました。双方から意見を伺いまして、それぞれのお考えはよく理解できるところでございました。と同時に、できる限り議論の透明性を高めることも考えなければならぬところです。そこで、本審ですが、異義申立期間後の審議会につきましては、委員の皆様のご意見も踏まえ、率直な意見交換を阻害するとまでは言えない状況でございますので、本年は公開とすべきではないかと考えます。

次に、専門部会についてですが、二者協議については率直な意見の交換や意思決定の中立性に影響する可能性が高いと考えますので、全員協議会報告とのおり三者が

集まって議論を行う部分以外については非公開とすべきと考えます。

従って、専門部会の1回目については公労使三者の委員が集まって議論する場面がありますので、その場면을公開として、2回目以降は三者が集まって議論する場面は事実上ございませんのですべて非公開と考えます。

最後に特別小委員会ですが、専門部会と同様に、1回目の委員会は最初から最後まで公労使三者の委員が集まって議論しますので、1回目の委員会を公開とし、2回目以降は、参考人が参加されますのですべて非公開とすべきと考えます。

従いまして、本年度については、本審はすべて公開し、専門部会は1回目の部会のうち公労使三者で議論を行う場面、特別小委員会は、1回のみを公開するということにしたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【赤羽会長】

ありがとうございました。それでは、本日は第一回目ということですから、労使それぞれの基本的考え方を、ここでご披露いただきたいと思います。まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【林委員】

今年も審議がスタートするということですのでよろしくお願いしたいと思います。本年も昨年と少し環境が異なる中での審議になると認識しております。一つはコロナウィルスの感染症ですけど、御案内のとおり5類に移行されたということですので、着実に経済も正常化に向かっていると思っておりますが、一方で多くの業界で人手不足が深刻化しているということも起きております。

そして昨年のポイントになりましたのは物価高の影響でございますけれど、これも公表されているとおり、直近5月の消費者物価指数は前年同期比で3.2%ということで、21か月連続で上がっていて、高い水準が続いていると思っております。

総務省からは政府による補助金がなければ上昇率は1ポイント上がるということですので、実質的には4.2%ぐらいの物価高であると認識しています。

そして、先ほどの資料の中に入っていますけれど、連合の春闘の最新の状況は3.66%という上昇率ということで、30年ぶりの高い水準になっています。

ただ、一方で実質賃金を見ますと、4月では3%減ということですので残念ながら賃上げ効果の波及が物価高に追い付かないということで、実質賃金の低下が続いていると思っております。

昨年もこの場で労働側の意見表明とさせていただいておりますのは、20数年にわたるデフレ経済からの脱却ということについては、賃金も上がって物価も上がる社会に戻らなければならないのだと認識をしていますので、そのためには適正な価格転嫁を行って、物の価値とか、付加価値を上げるという本質的な課題を解決することは変わっていないと思っております。

そういった中で、少し紹介しました神奈川県経営者協会さんと連合神奈川でパートナーシップ構築宣言の労使宣言を行いました。3月時点でこの宣言を結ばさせていただいた訳ですが、神奈川県パートナーシップ構築宣言登録者数は3月では全国6位の837社が、7月では全国4位に上がって1,818社、2倍以上増えている。こういう状況になっています。

最低賃金近傍で働く多くの労働者は最低賃金が改訂されないと賃金は変わらない、という弱い立場の労働者でありますので、現在1,071円というのが、神奈川の最低賃金ですが、年収換算したら210万円という水準になります。先ほどの昨年から続く物価高の影響をモロに受けているということになっています。日を追ごとに日々の生活は苦しさを増している。こういう状況でございます。

したがって、昨年にも増して、県内の経済状況とか、働く者の賃金や家計に当たる影響等々必要な統計データを用意していただく中で、今後出てくるであろう中賃の目安、そして本年度の審議会の考え方等々確認しながら審議に臨みたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【赤羽会長】

次に使用者側からよろしいでしょうか。

【関口委員】

今年もよろしくをお願いします。たった今、林委員からも御発言がありましたとおり、ここに来て、また、一段の為替円安も進みまして物価上昇のさらなる懸念、これが叫ばれている中がございます。その中で、賃金が上がって物価が上がるという、まさに経済の好循環をなんとか実現していく、これが今の理想です。

全国加重平均 1,000 円以上を目指すといった岸田首相の旗振りもここここで報道されておりますので、国民的な期待が高まっているといえます。私も、この職に就いてまだ、日が浅いのですが一国民としては何とか実現できないものかということは感じているところではございます。

ただ、我々使用側としては経済の好循環実現のために、林委員からの資料にも入ってございますが、パートナーシップ構築宣言に向けた労使共同宣言を唱えまして、労使力を合わせて適正価格へ向けた取組みを真摯に、地道に続けていきたいと、こんなふうなことを考えているところでございます。

そんな中で、使用者サイドの立場から若干言わせていただきますと、これも前年、前任者が申し上げているようですが、最低賃金を守れない企業というのは存続ができなくなってしまうという訳です。引続き人材不足・資材不足に非常に悩み、苦しんでいる、特に経営基盤の弱い、中小企業にとっては、最低賃金の上昇インパクトは非常に大きい訳でございます。

特に、神奈川県の影響率は全国でも、突出して大きいという事は私も最近勉強して知ったのですが、皆様既に御承知置きのことと思います。

また、その事で申し上げますと、これも毎年申上げているようですが、他府県と比較したときに、何故ここまでに神奈川の最低賃金が高いのかと。神奈川の企業が先ほど申し上げたとおり苦しみながらもしっかり生き残って、その先の経済の好循環に貢献をし続けていくためには、もう少し、全国と関東近隣都県とのバランスにも配慮した審議をしていければいいかなと、我々としてはお願いしたいところでございます。

私、まだ、新米なので、ベテランの委員の先生から何かコメントございますか。

【大竹委員】

すみません。私から一言だけ補足させてください。「パートナーシップ構築宣言」は本当に重要だと思っています。というのは私ども、日々中小企業・小規模事業者をヒアリングしている中で、今一番抱えている問題は価格転嫁です。

特にその中でもエネルギーの価格それと労務費、これが、転嫁が進んでいないという現実的なところがあります。構築宣言の影響なんかも受けてだいぶ転嫁は進んでいるという状況なのですが、まだまだ今は元請と一次下請との間、そこから先の2次、3次、孫請、ひ孫請のところには本当にしわ寄せがきている。そういう状況の中で、賃上げをしな

いと人が来ないということで賃上げはしているのですけども、収益が改善して賃上げをしているのではなくて、収益が悪化しつつある中でその収益を食って賃上げをしているというこういう状況が、今現実的にはあると思います。

おそらく最低賃金の影響を受けるのは、2次下請、3次請の本当に中小零細企業というところになろうかと思えます。そういったまさに体力というか、現実的なところを考慮して、ある意味全国的な動きということだけではなくて、まさに、そういった方々に納得感のあるような、こういった水準での最低賃金の在り方というもの十分に議論していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【赤羽会長】

ありがとうございました。労働者側委員で、林委員以外の御発言はございますか。使用者側2名の御発言をいただいたので、よろしければどうぞ。とくによろしいですか。

それぞれ、御意見、お立場はありますが、私を含め公益委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

【赤羽会長】

その他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

では、最後に今後の予定を申し上げます。

次回の審議会については、中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからの開催となりますが、現在のところ、8月1日火曜日午後1時30分から予定しています。

会場は今日とは異なり、神奈川労働局の入っている横浜第2合同庁舎の1階、共用第2会議室となりますのでご注意ください。

また、中央の審議会の開催状況をみまして、開催日時を変更する場合は、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

【赤羽会長】

ほかに何か御質問等ありますか。無ければ、以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

< 閉 会 >